

XI 頌徳碑について

一、宮良長重（一六一七～九三年）

宮良川は、於茂登岳に源をもち、宮良湾に注ぐ全長十二キロに及び石垣島最大の長さをもつ河川である。橋がないために交通事故が頻発し幾多の人命を失った惨状報告や架橋陳情などが度々あった。当時八重山の宮良間切の頭職にあつた山陽氏二世宮良親雲上長重は琉球王国の許可をえて、石垣島の交通網体系を確立するために、西は名蔵や川平方面への往還道路として川良山道の道路を開通した。東部の幹線道路として宮良、白保、北部の平久保への往還のために私財を投じ、交通要衝である宮良川の架橋工事を竣工した。

一六五八年、長さ八十尋（一四五米）、巾三尋（五・五米）、高さ三尋（五・五米）の木橋が完成した。これにより石垣島の交通網は四力村の八重山蔵元を中心に東西及び北部地区が結ばれた。しかし、この木橋下は重しとして畳石がなかったため、襲来した台風などで水底が流されて崩れさり、幾度とない修復工事は容易でなかった。一七〇四年、銘可路親雲上の在番の時、再度架橋工事を行い、橋下に大石を敷き詰めて基礎を堅固にした上に碑文を立ててその由来を明らかにした。

この石碑に刻まれた碑文の写しが八重山学研究の父・喜舎場永珣氏『新訂増補 八重山歴史』（一九七五年／国書刊行会）の「第一節 宮良川の架橋と頌徳碑」の項に次のように記載されている（読みやすさを考え、一部行替えの処理をした）。

1 宮良川架橋の石碑の原文と要約

【原文】

覚

宮良橋、順治十五戌年前宮良親雲上長重琉球奉訟掛渡然処、橋下
依無置石、湖水底砂突流幾度崩修補不達中絶依之奉再訟、橋下地方
大石敷置積立掛渡、向後置石不可取除者也
大清康熙四十三年甲申十一月三十日

頭

石垣親雲上秀能

宮良親雲上宗春

大浜親雲上安清

在番筆者

伊江大城筑登之親雲上全雅

珠数筑登之親雲上宜精

在番

銘可路親雲上全般

【要約】

覚



二世宮良長重・仲尾次政隆の頌徳碑と現在の宮良橋

宮良橋は順治十五戊（一六五八）年に前宮良親雲上長重が琉球に訴えて架橋したが、橋下に置石がなく、何度か崩壊し修理、再び訴えて、橋下に大石を掛け渡し、今後は置石を取り除かないこと。

大清康熙四十三（一七〇四）年甲申十一月三十日

頭 石垣親雲上秀能（嘉善氏八世石垣親雲上永恒・一六五七～一七一四年）

宮良親雲上宗春（梅公氏二世宮良親雲上孫春・一六五三～一七〇九年）

大浜親雲上安清（毛裔氏三世大浜親雲上安維・一六四八～一七〇六年）

在番筆者

伊江大城筑登之親雲上全雅

珠数筑登之親雲上宜精

在番 銘可路親雲上全般

2 宮良長重の頌徳碑文の原文と要約

【原文】

夫宮良川八産業交通ノ要衝ニ当レルガ、橋梁ノ架設ナキタメ交通事故ヲ頻発シ、剩サヘ幾多ノ尊キ生靈ヲ失フノ慘劇ヲ見ルニ至レリ。

山陽姓第二世ノ偉人頭宮良親雲上長重翁八此ノ災厄ヲ痛感哀惹シ、衆生済度ノ本願ヲ立テ、尚質王世代明暦三丁酉年ニ上国シ架橋請願ノ免許ヲ得、翌万治元戊戌年、私財ヲ投シ万難ヲ排シ茲ニ長サ八十尋、巾三尋、高三尋の大土木工事

ヲ竣工セリ。之レ宮良川ニ於ケル橋梁架設ノ創業ニシテ八重山架橋工事ノ権輿タリ。

翁ノ偉業ニヨリ交通土木史上ニ画期的記録ヲ作り、交通産業上裨益スル所甚大ナリシガ屢々風禍ニ遭ヒ被損セシヲ以ツテ宝永元甲申年、銘可路在番ノ時橋底ニ巨石ヲ敷設シテ基礎ヲ一層鞏固ニシ碑文ヲ創建シ以ツテ由来ヲ闡明セリ。

而シテ架橋後百十三年ノ長キ星霜ヲ閱シ来タリニ適明和八年ノ大津浪ニ崩潰セラレ赫々タル翁ノ大勲偉績ハ、絢爛タル八重山ノ文化ト共ニ、烏有二歸スルニ至レリ。

然シテ自然ノ威力ニ苛噴サレシ島民ハ疲弊困憊ニ陥リ災害復興ニ余力ナク在再九十年ノ長キ才月ヲ徒費スルノ止ムナキニ至レリ。

翁八名門ニ生レ、正保四丁亥年宮良頭に叙セラレ一意専心島治ニ執掌シ余暇土木工事ト闘ヒ、大念仏具ヲ備ヘ、念仏講ヲ始メテ設ケ諸儀式並ニ葬祭ノ法式ヲ教ヘ、百姓ヘ靈牌ヲ安置セシメ、風俗ヲ御国元風ニ矯シ、星見石ヲ各村ニ創設シテ、稲ノ播種期ヲ一定シ、用水池ヲ要処ニ掘ラシメ以ツテ農村振興ニ没頭スル等一生ヲ社会奉仕ニ捧ゲテ職ニ殉シタル高士ナリ。

仲尾次政隆翁ハ文化七庚午年那覇泉崎ノ素封家ニ生ル。大宗八大和血統ニシテ翁ハ其後胤ナリ。翁教界ノ偉人ト讃仰サレシ趣味ノ人ナリ。

翁八天保六年那覇筆者ヲ筆頭ニ冠船寄筆者、御具兵当、大和横目、那覇総横目ト仕官サレ、今帰仁間切中城地頭ノ重任ヲ負ヒ、前途ヲ翹望サレツツ、不運ニモ法難ニ遭ヒ、安政二年八重山へ遠島ノ刑ニ処セラレ、従容トシテ師教ノ恩致ヲ感謝シツツ、翌三年配所ノ真栄里村ニ寓居セリ。

曩キニ天変地異ノ惨禍ニ遇ヒシ、島民ハ塗炭ノ苦ヲ未ダニ脱シ得ズ。従ツテ、宮良橋ヲ再建復興ニ余裕ナク哀レ昔日ノ憂ヲ繰返ス逆境ニ立ち至レリ。斯ノ如ク凄愴タル災殃ニ憤激セル翁ハ敢然ト救済ノ発願ヲ致シ、身ヲ犠牲ニシ家貲ヲ

投シテ、橋梁再建ニ邁進セリ。万延元庚申年竣工セル橋ハ襲来セル台風ニ破壊サレタルニヨリ、再度巨費を投シ勇ヲ鼓シテ翌文久元年修復工事ヲ断行シ、為ニ其ノ英姿ノ偉觀ヲ再現スルニ至レリ。

翁ノ誓願成就ニ多大ノ犠牲ヲ払ヒ以テ貢獻セル普請係筆者ノ瀨名波仁屋、宮良仁屋、与那霸仁屋、石垣仁屋、田里仁屋、同係役ノ花城与人、真謝与人等ハ翁ノ偉業完成ニ与ツテ力アリシ大恩人タリ。

文久二年万民感謝報恩ノ結晶ハ赦免請願書の申請トナリ、翁ノ大心願ハ酬イラレテ、王朝ノ特赦ヲ蒙リ、慶応元年配所ノ八重山ヲ辞シ十年振り再ビ墳墓ノ地ヲ踏ム、法悦ヲ得タリ。

無位無冠ノ翁ハ帰郷後再ビ仕官サレ、親雲上ノ重職ニ陞叙セラレ、余命ヲ国家ニ捧ゲ、明治四年六十二才ヲ一期トシテ此世ヲ辞セリ。噫天爵ニ超越精進セル両翁ヘ宗教的ニハ同宗ノ念仏宗ニ歸依シ其ノ偉業ハ軌道ヲ一ニシ、以テ其ノ高潔ナル人格豪邁ナル識見大慈大悲ノ鴻業ハ宮良原頭ニ光輝ヲ放チ、永劫ニ燦然タリ。斯ノ如ク讃仰ト礼讃ヲ浴ビシ両翁ノ偉徳ハ後昆ノ龜鑑トナリ、無言ノ教育者ト欽仰シテ惜カサル所以也。

茲ニ碑ヲ建テ以テ其ノ高德ヲ頌ス。

現鉄筋混凝土ノ橋梁ハ花城直俊氏ノ大浜村長時代ニ創建セシ大事業ニシテ、昭和七年九月一日起工、同八年三月三十一日竣工、月ヲ閱スル六ヶ月、国庫ノ補助ヲ費スコト一万五千五百五十九円、村民ノ勞力奉仕ヲ仰グコト三千二百二十一圓、延人員六千四百四十二人、実質ノ堅牢ト結構ノ壯麗ハ真ニ本村ノ一美觀ヲ添工永ク昭和時代ノ記念タルベキ也。

皇紀二五九五年昭和十年歲次乙亥八月穀旦嘉善姓、喜舎場永珣謹記

戴長姓、大浜景貞喜寿之書

山陽姓一門総代、宮良長詳、渡久山長善、真宗僧侶、藤井深遠、題字揮毫大谷尊由師。

【要約】

宮良川は産業交通の重要な場所に当たっているが、橋がないために交通事故が頻発して、加えて多くの尊い生命を失う惨劇を見るように至っている。

山陽姓二世の偉人・頭宮良親雲上長重（一六一七～九三年）翁はこの災いを痛感悲しみ、衆生済度（迷っている人を救うこと）の本願を立て、尚質王の代（一六四八～一六八八年）一六五七年に上国し、橋を架ける請願の許可を得て、翌一六五八年、私財を投じて万難を排してここに長さ八十尋、巾三尋、高三尋の大土木工事を竣工した。これが宮良川における橋梁建設の創業であり、八重山の架橋工事の始まりである。

（長重）翁の偉業によって交通土木史上に画期的な記録を作り、交通産業上の助けになることが多大であったが、しばしば災害に遭い損壊しそれによって一七〇四年、銘可路在番の時橋の底に巨大な石を敷いて基礎を一層強固にし、碑文を建てて由来を明らかにした。

しかるに架橋の後百十三年の長き年月を過ごして来たが、一七七一一年大津波によって崩壊させられてしまい名声ある翁の大勲偉績は、きらびやかな八重山の文化とともに、何もなくなってしまうた。

そして、自然の威力に激しく噴き出され、島民は疲弊しくたびれ災害の復興に余力がなく九十年という長い歳月を無駄にし、やむを得ないまま至っている。

翁は名門に生まれ、一六四七年宮良頭に任じられ島を治めることだけを熱心に行い、衣服の乱れも気にせず土木工事と闘い、大念仏具を備え、念仏講（念仏宗）を始めて設けいろいろな儀式や葬祭の法式を教え、百姓へ霊牌（位牌）を安置させて、風俗をお国元風に正し、星見石（観測用の石）を各村に立てて、稲の蒔き付けの時期を一定し、貯水池を要所に掘らせこれによって農村の振興に没頭するなど、一生を社会奉仕に捧げて職務に没頭した立派な人である。

仲尾次政隆翁は一八一〇年に那覇泉崎の素封家に生まれる。先祖は大和の血統で、翁はその子孫である。翁は宗教界の偉人として讃えられた趣味の人である。

翁は一八三五年の那覇筆者を筆頭に冠船寄筆者、御具兵当、大和横目、那覇総横目と仕官され、今帰仁間切中城地頭の重任を負い、前途を切望されながら、不運にも法難に遭い、一八五五年に八重山へ遠島の刑に処せられ、落ち着いて師の教え恩を感謝しつつ、翌一八五六年に流刑地の真栄里村に仮住まいした。

以前に天変地異の災いに遭って、島民は非常な苦しみをいまだに脱け出せないでいる。従って、宮良橋も再建復興の余裕もなく、残念ながら昔の心配を繰り返す逆境に立ち至っている。このように痛ましい災いに憤激した翁は敢然と救済の願いを立て、身を犠牲にして財産を投じて、橋の再建に突き進んだ。一八六〇年に竣工した橋は襲来した台風に破壊されたことよって、再び巨費を投じて勇気を奮い起こして翌一八六一年に修復工事を断行し、そのことにより立派な姿を再現することができた。

翁の誓願と成功で多大の犠牲を払い、よって貢献した普請係筆者の瀬名波仁屋、宮良仁屋、与那覇仁屋、石垣仁屋、田里仁屋、同係役の花城与人、真謝与人らは先生の偉業完成にかかわって力があつた大恩人である。

一八六二年に万民が感謝し恩に報いた結晶は、赦免請願書の申請となつて仲尾次翁の真心願いは報われて、王朝の特赦をいただき、一八六五年に流刑地の八重山を辞して十年ぶりに再び故郷の地を踏む喜びを得ることができた。

無位無冠の仲尾次翁は帰郷後再び官に仕え、親雲上の重職に昇進し、余命を国家に捧げ、一八七一年に六十二才を生涯としてこの世を去つた。ああ、天爵に超越して精進した両長重翁・仲尾次翁へ宗教的には同宗の念仏宗に帰依し、その偉業は道筋を一つにして、もつてその高潔で人格が優れて識見があり、大慈大悲の大きな事業は宮良の土地の頂きに輝きを放ち、永久にきらめいている。このように尊敬と礼讃を浴びた両長重翁・仲尾次翁の優れた徳は後の世の人の手

本となり、無言の教育者と尊び敬い大切にする所である。ここに碑を建ててその高德を称える。

現在の鉄筋の強固な橋は花城直俊氏の大浜村長時代に創建した大事業で、一九三七年九月一日起工、同三八年三月三十一日竣工、時が過ぎること六カ月、国庫の補助を費すこと一万五千五百十九円、村民の労力奉仕を仰ぐこと三千二百二十一円、延べ人員六千四百四十二人、実質の堅牢と優れた姿は真に本村の一美観を添え永く昭和時代の記念である。

宮良橋の歌

宮良橋については、宮良長重の子孫で近代音楽家の山陽氏十世宮良長包（一八八三―一九三九年）が大浜信光作詞の宮良橋を作曲している。

三木健著『宮良長包の世界』（二〇〇四年／南山舎）の「大浜信光作詞に長包が作曲」の項に「宮良橋の歌」の歌詞が次のように記されている。

宮良橋の歌

大浜信光作詞・宮良長包作曲

一、見たか宮良の大橋を

ひるぎに風もそよそよと

吹いて涼しい 川の上

今じゃ見事な橋なれど

今じゃ見事な橋なれど

二、橋のないないその昔

三百年のその昔

川の流れに 泣きぬれた

多くの人を思いやり

多くの人を思いやり

三、石を積み上げ 八十尋の

情の橋をかけ渡し

黄金の橋を かけ渡す

山陽二世の宮良翁

山陽二世の長重翁

四、出水台風 いくたびも

あれて流れた宮良橋

配所の月を眺めつつ

つくろいかけた仲尾次翁

衆生済度の仲尾次翁

五、忘れまいぞよ 大橋に

朝陽夕陽がきらきらと

往来の人に照りはえて

仲尾次宮良の名が光る

仲尾次宮良の名が光る

二、宮平長延の頌徳碑文の原文と要約

頌徳碑の碑文が宮良長詳『川良山大浜の主宮平長延翁』（一九五二年／自費出版）や喜舎場永珣著『新訂増補 八重山歴史』（一九七五年／国書刊行会）の「第十二章林制」の項に「宮平長延翁頌徳碑文」が次のように記されている（要約のかつこ内は筆者の加筆、一部行替えの処理をした）。

【原文】

宮平長延

（一九五二年八月十日、八重山の蔡温と仰がれた林政林業治水土木の大恩人である宮平長延翁の高徳を頌するために、宮良長詳氏外二百四十余人の山陽姓が、川良山の入口に翁の頌徳碑を建立して除幕式を挙行した。）



四世宮平長延翁の頌徳碑の除幕式に集まった山陽姓一門の人々（1952年8月10日）（上・下）
写真提供：十三世宮良長和氏

頌徳碑文

宮平長延翁八、山陽姓第四世ノ偉人ニシテ西曆一六七四年八月二十日、黒島首里大屋子長孝ノ二男トシテ誕生シ、一七四九年十一月十三日永眠セラル。享年七十六才。

翁八、天資英邁、豪放磊落、貧家ヨリ身ヲ起シ、青年時代石垣頭ノ侮辱ヲ受ケテ発憤シ、蹶然立ツテ立身ノ方向ヲ替へ、首里ニ遊学十年間、苦勞勉強、其間恩師ノ辱知ト、学友ノ友愛ニ浴シ、以テ将来スル有意義ナル政治的背景ヲ獲得セリ。

彼八螢雪ノ功空シカラス若文子ヨリ黒島目差へ昇進シテ、錦衣帰郷更ニ脇筆者、仮脇目差、花城与人、筑登之座敷ト累進シ、五十三才ニハ、黒島首里大屋子ヲ拜命シ、黄冠御下賜ノ榮譽ヲ荷ヒ、一七三二年五十九才ノ時、八重山最高行政官タル大浜頭ノ栄職ニ叙任セラレ、曾ツテ傲岸タリシ石垣頭ヲシテ愕然瞠若セシム。

一七三八年八重山ノ林政並ニ治水土木工事ノ指揮監督官兼在番筆者島袋里之子親雲上ガ赴任セルヲ幸ニ、翁八祖業ヲ継承スベク上国シテ、今帰仁按司並ニ斯道ノ權威者蔡温ヨリ林政学ト治水土木法トヲ学ビ、帰郷シテ島袋監督官ト共ニ造林計画ト村別山境界図面及ビ、治水土木工事ノ設計図面等ヲ調整シ杣山機構ヲ創設シテ、役人ヲ配置シ、山林原野ノ土地測量ヲ完了シ、林政ノ大事業ニ百年ノ計ヲ樹テ、名蔵川、白保川、作原川等ノ治水土木工事ヲ断行シ、以テ水利ヲヨクシ、宝庫ノ開拓ト生産増強ニ全魂ヲ打チ込ミタリ。

然ルニ此ノ難工事ニ要スル夫役ハ既定ノ数ニテ八目的達成ノ不可能ナルヲ知レル翁八、在番監督官ト協議ノ結果、上司ヨリノ認可ノ未着前ニ、更ニ夫役ヲ増加シ工事ヲ進行シ、今日ノ良林相ヲ見ルニ至ル、噫翁ヲ讚ヘテ八重山ノ蔡温ト称ス、又故アル哉、川良山道八祖父長重翁ガ一六四九年頃、私財ヲ投ジ万難ヲ排シテ開通サレシ大工事ニシテ、之レ川良山道ノ嚆矢タリ、サレド年月ノ流ト共ニ破損甚シク通行不能ナリシタメ翁八祖父ノ素志ヲ貫徹スベク、一七四二年頃

此ノ山道改修ノ大工事ヲ竣工シテ、通行運輸ノ便ヲ計リ以テ今日アルヲ得タル也。

一七四五年翁八勲功ニ依リ尚敬王ヨリ表彰状並ニ賞品拝領ノ栄光ヲ得ラレ一七四六年奥州漂流者共ヲ厚ク介抱シテ、無事帰還セシメタル故ニ、松平陸奥守ヨリ感謝状ト銀子三枚ヲ拝領セリ。

翁ノ政治の声望ニ対シ、常ニ嫉視セル政敵等ハ翁ヲ中傷シテ、遂ニ政治的致命傷ヲ与ヘタリ。

翁ハ無実ノ罪ヲ負ハレ、累世ノ身トナリ牢屋生活中死ノ勝利ヲ頓悟締観サレ、無罪釈放ノ公報到ル寸前獄中ニ於テ、自決セラル、噫痛マシキ哉、サレド正義ハ永遠ニ亡ビス、万古翁ノ血統ヲ汲ム子孫ヲ昌ヘシメ以テ翁ノ遺烈顕彰セシム、天理ノ妙、運命ノ綾系、凡智推量ノ外ニアリト云ウベシ。

嗚呼時代ノ太陽ト讃仰サレシ翁ノ偉業ト高潔ナル人格、高邁ナル具眼、救世済民ノ鴻業ハ山林治水土木工事ニ光芒陸離燦然タリ、翁ノ遺徳ハ後昆ノ龜鑑ト欽仰シテ惜カサル所以ナリ、茲ニ山陽姓一門碑ヲ建テ以テ其ノ高德ヲ欽ス。

一九五一年昭和二十六年

碑文起草者 喜舎場永珣

碑文謹書者 宮良保備

世話人 宮良高伴

彫刻者 土持光雄

建設責任者 宮良長詳

工事設計監督者 森田茂

工事施工者 花城善著

【要約】

宮平長延翁は、山陽氏四世の偉人で一六七四年八月二十日、黒島首里大屋子長孝（一六四五～一六八六年）の二男として誕生し、一七四九年十一月十三日に永眠された。享年は七十六才。

翁は、生まれつき優れ、気持ちが大きく物事にこだわらず、貧しい家から身を起し、青年時代に石垣頭の侮辱を受けて発奮し、決然と立身する方向を変えて、首里に遊学して十年間、苦勞して学問に励み、その間に恩師と知り合い、学友の情を浴して、よって行く末が意義があり政治的な背景を獲得した。

彼は苦勞して学問に励んだ結果、若文字より（一七〇三年任）黒島目差へ昇進して、故郷に錦を飾りさらに脇筆者（一七二一年任）、仮脇目差（一七二三年任）、花城与人、筑登之座敷と進み昇り、（一七二六年の）五十三才には、黒島首里大屋子を拜命し、黄冠の御下賜の榮譽を受け、一七三三年の五十九才の時、八重山で最高行政官という大浜頭の榮職に任じられ、以前の傲岸であった石垣頭をして驚き目を見張らせた。

一七三八年に八重山の林政並びに治水土木工事の指揮監督官兼在番筆者である島袋里之子親雲上が赴任することを幸いに、翁は祖先の始めた事業を継承するため上国して、今帰仁按司並びにこの道の権威者である蔡温より林政学と治水土木法とを学び、帰郷して島袋監督官と共に造林計画と村別山境界図面及び、治水土木工事の設計図面等を調整し山機構を創設して、役人を配置し、山林原野の土地測量を完了し、林政の大事業に百年の計を立て、名蔵川、白保川、作原川等の治水土木工事を断行し、もって水利をよくし、宝庫の開拓と生産増強に全ての精神を打ち込んだ。

然るにこの難工事に必要な夫役（勞力奉仕）は已定めの数では目的の達成が不可能であることを知っている長延翁は、在番監督官と協議の結果、上司よりの認可が着く前に、さらに夫役を増加して工事を進行し、今日の良林相を見るに至る。ああ長延翁を讃えて八重山の蔡温と称する。これには理由がある。川良山道は祖父の長重翁（一六一七～一七九三

年)が一六四九年頃、私財を投じて困難に打ち勝って開通された大工事で、これが川良山道の初めである。しかし年月の流れとともに道路の破損が甚しく通行不能になったため、翁は祖父の元からの志を貫徹するため、一七四二年頃この山道改修の大工事を竣工して、通行運輸の便を計りもって今日があるようになった。

一七四五年に翁は勲功によって尚敬王(一七一三丁五一年在)から表彰状並びに賞品拝領の栄光を得て一七四六年に奥州漂流者たちを厚く介抱して、無事に帰還させたために、松平陸奥守より感謝状と銀子三枚を拝領された。

翁の政治的な声望に対して、常にねたむ政敵等は翁を中傷して、遂に政治的な致命傷を与えた。

翁は無実の罪を負われ、代を重ねる身となつて牢屋生活中に死ぬことを覚悟してあきらめ、無罪釈放の公報が来る寸前に獄中で、自決されてしまった。ああ痛ましいことよ。しかし正義は永遠に亡びず、永久に長延翁の血統を汲む子孫を盛んにさせ、もつて長延翁の遺つてゐる功績を顕彰せしめた。天理の不思議、運命の綾糸、平凡な知恵で推量する外にありと言はずである。

ああ時代の太陽とたたえ仰がれる長延翁の偉業と高潔な人格、優れた見識、世を救い民を救う大きな事業は山林治水土木工事に光輝き燦然としている。長延翁の遺徳は後の世の手本と仰ぎ慕い大切にする所である。ここに山陽姓一門の碑を建てもつてその高德をたたえる。

三、宮良長包(一八八三丁一九三九年)の顕彰碑・記念像碑

1 宮良長包生誕百周年記念事業期成会の顕彰碑文

宮良長包生誕百周年記念事業期成会『ふるさとの歌心よ、永遠に』(一九八三年)の中の「宮良長包生誕百周年記念事業記録編」の頂に音楽家・宮良長包顕彰碑の碑文が次のように記載されている(かっこ内は筆者の加筆)。

碑 文

宮良長包は、明治十六（一八八三）年三月現在の石垣市新川に生まれる。明治三十五（一九〇二）年三月八重山島高等小学校卒業、明治四十（一九〇七）年三月沖縄県師範学校卒業、同年四月現在の登野城小学校訓導に任命され、大正四（一九一五）年四月沖縄県師範学校附属小学校へ転任、その後、仲西・小禄両小学校長を歴任して、大正十（一九二二）年四月沖縄県師範学校音楽教師に迎えられる。以来十七年間音楽教育に専念する傍、作曲活動に精進し幾多の名曲を発表する。昭和十四（一九三九）年六月那覇市で病死、享年五十六歳長包は生来感受性強く音楽的天分に恵まれ、沖縄の教育音楽の基礎づくりと発展のために生涯を捧げ、多くの優れた人材を育成するとともに、当時郷土文化に対する蔑視と差別的風潮の中にあつて、いち早く伝統的郷土音楽の優秀性を確認してその真髄を究め、郷土の情緒と旋律を貴重とした格調高い、個性豊かな宮良音楽を生み出した。彼の創作した幾多の名曲は広く大衆の中に普及し、郷土への限りない愛着を人びとの魂に深く刻み込んだ。

温かい愛情と感性豊かな教育者



宮良長包生誕百周年記念に建立された顕彰碑（石垣市新川 舟蔵公園内）

沖縄の教育音楽の先覚的指導者

沖縄の心を発掘昇華した愛郷の芸術家

ここにその輝かしい偉業を讃え、生誕百周年を記念して顕彰碑を建てて。

2 宮良長包生誕百二十年記念事業期成会の記念像の碑文

宮良長包生誕百二十年記念事業期成会『ふるさとの風』(二〇〇四年)の中に音楽家・宮良長包の記念像にある碑文が次のように記載されている。

碑文

宮良長包は一八八三年字新川で生まれ、一九〇七年沖縄県師範学校を卒業した。現登野城小学校に着任し、音楽教育を開始した。一九一五年沖縄師範付属小学校へ転任、のち仲西・小禄両小学校長を歴任して一九二二年沖縄師範に迎えられた。以来、精力的な作曲活動を展開、当時国家主義偏重と郷土文化蔑視のさなか敢然と沖縄音楽の良さを主張、かたわら「楽即童心」を力説しつつ珠玉の名曲をつぎつぎと発表した。一九三九年五十六歳で没。その



宮良長包生誕百二十年記念に建立された記念碑と碑文（石垣市民会館中庭）